

政統発 0115 第 5 号  
令和 8 年 1 月 15 日

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 会長 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)  
(公印省略)

2026（令和 8）年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

厚生労働省では、1986（昭和 61）年から、国勢調査などと並ぶ、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2026（令和 8）年調査を 6 月 4 日及び 7 月 9 日の両日に実施いたします。

調査実施にあたり、調査員は、世帯の人数などの把握のための準備調査として調査日前の 4 月中旬から下旬に、また、実際の調査のために 6 月 4 日及び 7 月 9 日の前後 1～2 週間程度の間に、調査対象世帯を訪問いたします。

調査員は、調査の期間中、都道府県又は市区の地方公務員として任命されており、世帯を訪問する際には、任命権者が発行した調査員証を必ず提示します。また、調査業務において知り得た内容を他に漏らすことは統計法で厳しく禁じられ、罰則も設けられています。

近年、プライバシー保護の意識及び防犯意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが難しくなっており、1 つの集合住宅すべてが調査不能となるなど、集合住宅が少ない地区と比較し、調査に御協力いただける世帯の数が少なくなっています。

かねてより調査員には、事前に管理員等の皆様へ来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各位の御協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施について、貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載して御周知いただく等、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要を添付いたしますので、貴会会員の皆様への御周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省政策統括官付参事官付

世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

TEL：03（5253）1111（内線：7500、7587）

## 保健所から

# マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さんへ



政府統計

## 2026(令和8)年国民生活基礎調査の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「2026(令和8)年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

4月の中旬頃から、調査員が建物を管理している皆さんにご挨拶をお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

## この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、1986(昭和61)年から実施しており、今年は全国で約5万5千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法(平成19年法律第53号)第30条(協力の要請)に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さんにご協力をお願いします。

調査の対象となった世帯には、統計法第13条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第61条により罰則も定められています。

また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第60条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

(裏面もご参考ください)

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

### 連絡先

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月20日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

※ 電話番号のお掛け間違いにはご注意ください。

※ 「調査日前後」または「午前中」は電話が混み合う場合がございます。

## ▶ 参考 1 2026(令和 8)年国民生活基礎調査の調査日程

### 調査の 日程

調査員が、  
直接各世帯を  
訪問します。

- ① **4月20日頃～**  
調査員が、管理員等の皆様にご挨拶に伺います。  
「調査実施のお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。
- ② **4月下旬**  
「調査へのご協力のお願い」を各世帯にお配りし、お名前、世帯員の人数をお尋ねします。
- ③ **6月4日の前後1～2週間程度の間**  
「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。
- ④ **7月9日の前後1～2週間程度の間**  
「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③【世帯票】調査を実施した世帯のうち、  
一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

## ▶ 参考 2 「統計法」（抄）（平成 19 年法律第 53 号）

### （基幹統計調査の承認）

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

### （報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

### （協力の要請）

第30条 行政機関の長は、（中略）基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかつたときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

### （罰則）

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第13条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（後略）

## 調査員から

## マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

## 2026(令和8)年国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「2026(令和8)年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査の  
日程

調査員が、  
直接各世帯を  
訪問します。

## ① 4月20日頃～

「調査実施のお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

## ② 4月下旬

「調査へのご協力のお願い」を各世帯にお配りし、お名前、世帯員の人数をお尋ねします。

## ③ 6月4日の前後1～2週間程度の間

「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

## ④ 7月9日の前後1～2週間程度の間

「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③【世帯票】調査を実施した世帯のうち、  
一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

## FAQ (よくあるご質問)

## Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として1986(昭和61)年以来実施しており、今回は40回目に当たります。
- ◆統計法(平成19年法律第53号)に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務(拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと)が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆令和2年の国勢調査区から1,106地区(約5万5千世帯)を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。(6月4日調査日)  
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区(約1万3千世帯)を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。(7月9日調査日)

## Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

## Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

## 連絡先 ▶▶▶

調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

## 国民生活基礎調査センター

0120-122-006

受付時間：4月20日～調査期間中 午前9時～午後5時 (土日・祝日もご利用になります)

※ 電話番号のお掛け間違いにはご注意ください。

※ 「調査日前後」または「午前」は混み合う場合がございます。



今年は皆さまがお住まいの地域で調査を実施することになりました

# 2026(令和8)年 国民生活基礎調査

## ご協力をよろしくお願ひします



### 2026(令和8)年 国民生活基礎調査 とは

6月4日と7月9日を調査日として、日本全国で実施する調査です。  
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

「国勢調査」と同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

厚生労働省が1986（昭和61）年から実施し、  
今回が40回目になります。

年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。

全国で約5万5千世帯を抽出し、  
世帯に関する調査を実施します。  
なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、  
所得に関する調査も実施します。

4月の中旬頃から、  
調査員がお宅へ  
訪問します。

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。
- 答えていただいた内容は、統計を作るためだけに用いられます。  
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。

■世帯を訪問する調査員は、  
世帯の方に見える位置に必ず  
「調査員証」を携帯しています。

調査員は

- 都道府県知事、市長、区長に任命された地方公務員です。
- 統計法に基づく守秘義務があります。
- 秘密を漏らしたら、罰せられます。

調査員は以下のものを身につけています。



調査員が持ち歩く  
手さげ袋(見本)



調査員が  
身につけている  
『調査員証』(見本)

## ■調査のスケジュール

● 4月下旬～	・ 調査準備のため、調査員が世帯を訪問します 世帯主さまのお名前、世帯の人数をお聞かせください
● 5月下旬	・ 5/22よりオンライン回答が可能となります ・ 調査票など、調査関係資料を配布します ・ 調査日（6/4）時点の、 <b>世帯全般</b> に関する状況をご回答ください
● 6月4日以降	・ 調査票回収のため、調査員が世帯を訪問します <b>オンライン回答済みの世帯には訪問しません</b>
● 7月上旬 ※一部の世帯	・ 無作為に選んだ一部の世帯には、所得に関する調査を実施します

## ■調査の回答はオンラインが便利です。

◎回答方法は、「オンラインによる回答」または「紙の調査票に記入する回答」のどちらかを選択できます

※回答方法については、調査員が5月下旬に調査票等調査関係書類を配布する際に、ご希望をお伝えください

※オンライン回答に必要なIDとパスワードについても、調査員より配布されます  
配布後オンライン回答が可能です

◎オンライン回答は、回答期間中、スマートフォン、タブレット・パソコンから24時間いつでも回答が可能です

◎入力内容のチェック機能で記入漏れや記入誤りを防ぐことができます



# 国民生活基礎調査



ご協力を願いいたします。

調査に関して、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

- YouTubeチャンネルにて「国民生活基礎調査広報用動画」も公開中です。
- お問い合わせには、チャットボットもご利用いただけます。

国民生活基礎調査

検索



※ 調査に関するお問い合わせ先

国民生活基礎調査センター



0120-122-006

受付時間：4月20日～調査期間中

午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用できます）

## 2026（令和8）年国民生活基礎調査の概要

### （1）調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

### （2）調査の沿革と構成

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査（1953（昭和28）年から毎年実施）、国民健康調査（同左）、国民生活実態調査（1962（昭和37）年から毎年実施）、保健衛生基礎調査（1963（昭和38）年から毎年実施）の4調査を1986（昭和61）年に発展的に統合し、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査とされ、更に、2009（平成21）年4月から現行の統計法（平成19年法律第53号）に基づき、「基幹統計調査」とされています。

この調査は、1986（昭和61）年を初回として3年ごとに大規模な調査を実施し、世帯の状況を総合的に、また、地域別に観察することとしています。一方、中間の各年には、世帯の基本的事項について簡易な調査を行うこととしています。

2026（令和8）年調査は、1986（昭和61）年から数えて40回目の調査となり、世帯票及び所得票の簡易な調査を行います。

### （3）調査の対象

世帯票の調査は、令和2年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万2千人）について行います。

所得票の調査は、前記の1,106地区に設定された単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万人）について行います。

**【参考】** 「単位区」とは、推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を30世帯以下になるよう地理的に分割したもので、その分割事務は、本調査に先立つ準備調査（4月20日～）の中で行っていただきます。

### （4）調査の実施日

- ① 準備調査は、4月20日（月）以降、所要の期間内に行います。
- ② 世帯票の調査は、6月4日（木）を調査日として行います。
- ③ 所得票の調査は、7月9日（木）を調査日として行います。

### （5）調査の事項

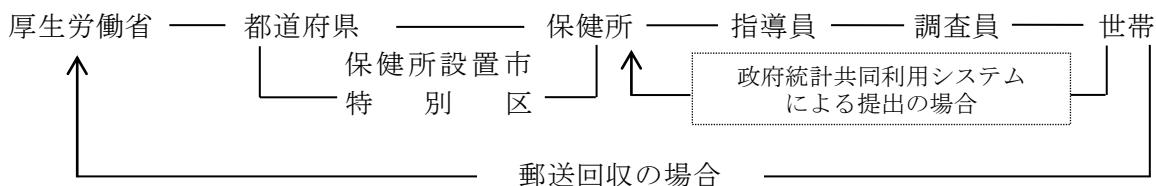
- ① 世帯票：単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者（夫又は妻）の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況等
- ② 所得票：前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

## (6) 調査の方法

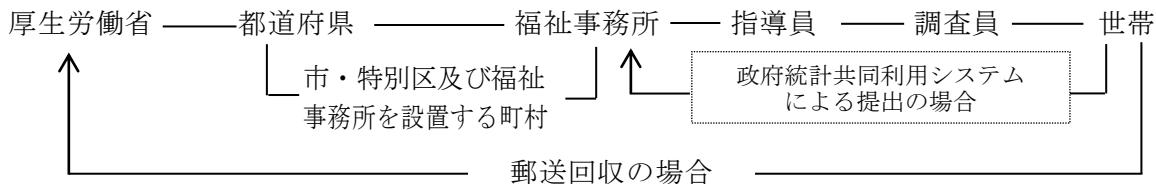
- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布します。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共同利用システムにより回答します。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世態に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することとします。

## (7) 調査の系統

### ①世帯票



### ②所得票



## (8) 集計及び結果の公表

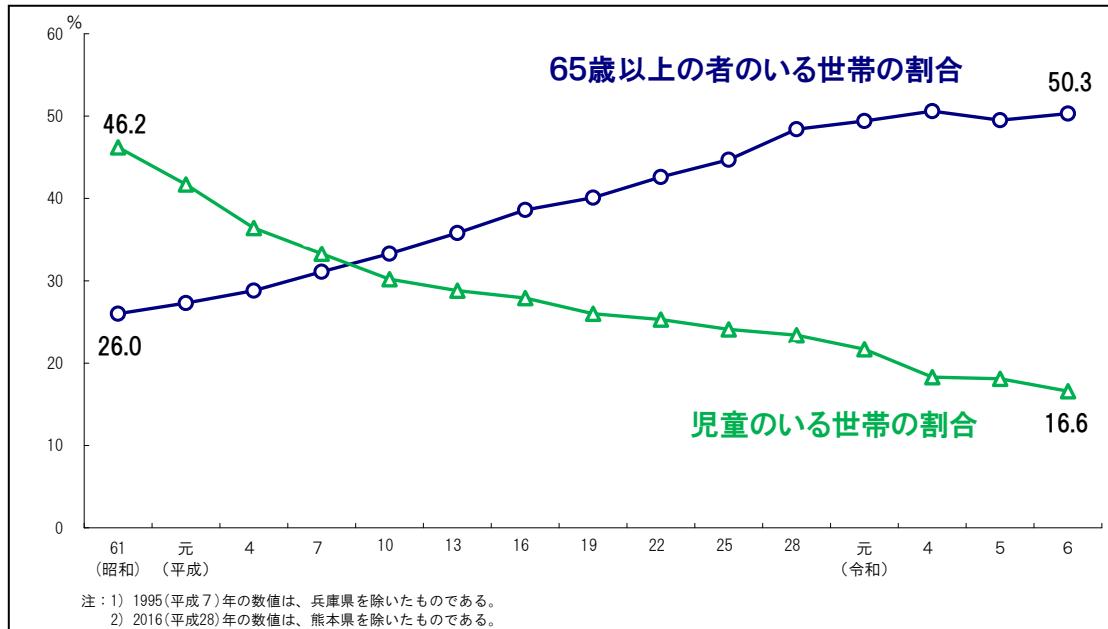
厚生労働省において集計を行い、その結果は、2026(令和8)年国民生活基礎調査概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。

※調査結果の概要は次ページをご覧ください。

## 【国民生活基礎調査の調査結果からわかること】

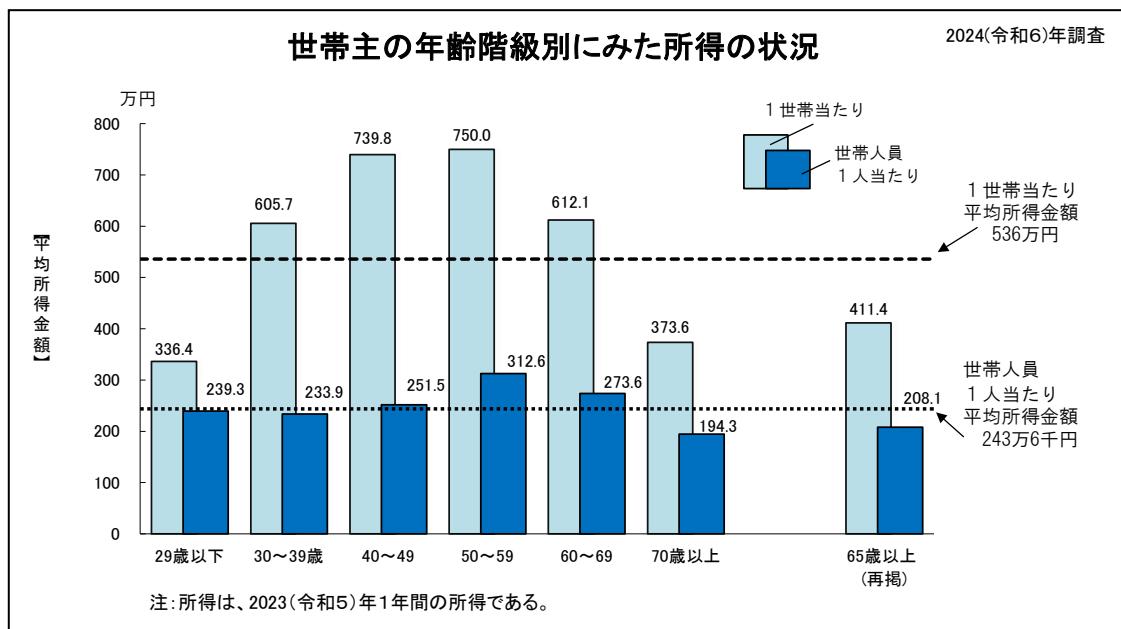
### ○世帯票の調査結果から

- ・児童のいる世帯の割合は2割未満
- ・65歳以上の者のいる世帯の割合は半分以上



### ○所得票の調査結果から

- ・世帯主の年齢階級別に平均所得金額をみると、「1世帯当たり」「世帯人員1人当たり」とともに、「50~59歳」が最も高い



これらの結果は、高齢社会対策の基礎資料や、厚生労働白書などにおける分析の資料として活用されています。